

岐阜県公報

号外 (函) 平成二十三年 四月 一日

目次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

ページ
一

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(同)

一

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(同)

二

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

二

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

(同)

二

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

三

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

三

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県教育委員会
委員長 稲 本 正

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二項を削り、第一項中項番号及び「、」この規則に特別の定めがある場合を除くほかを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県教育委員会
委員長 稲 本 正

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表社会教育文化課の項中第八号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、第十三号から第二十二号までを四号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第十九号とし、同表スポーツ健康課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の二中「第十二号」を「第十一号」に改める。
第十七条の表岐阜県ミュージアムひだ協議会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中口からホまでを削り、へを口とし、トをハとし、チをニとし、リをホとし、ヌをヘとし、ルをトとし、ヲを削り、ワをチとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事 務 局 一 般
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程（昭和三十五年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第二号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号から第十号までを四号ずつ繰り上げ、第十一号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事 務 局 一 般
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表中伊自良青少年の家の項から御嶽少年自然の家の項まで及びミュージアムひだの項を削り、中濃特別支援学校の項の次に次のように加える。

可	特	別	支	援	学	校	可	特
---	---	---	---	---	---	---	---	---

附 則
この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事 務 局 一 般
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項の表岐阜県博物館の項を削り、同表岐阜県図書館、岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館の項中、「岐阜県図書館」の下に、「岐阜県博物館」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号

事 務 局 一 般
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

令 岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程（平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

本則中 「第一順位 林俊彦教育委員会事務局教育次長」を「第一順位 丹羽章教育
第二順位 安福正寿教育委員会事務局教育次長」を「第二順位 宇野秀宣教

育委員会事務局教育次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター